

## 厚労省「第4回 医療介護総合確保促進会議」 地域医療介護総合確保基金のPDCAサイクルについて議論

2015/3/6

医療介護総合確保促進会議  
(座長：田中滋・慶応義塾大学  
名誉教授)は3月6日、約半年  
ぶりとなる会合を開いた。議題  
は「地域医療介護総合確保基金」  
の運用について。



事務局は2014年度の基金の  
交付状況や都道府県計画におけ  
る取り組み事例等を報告し、今  
後の運用におけるPDCAサイク  
ルについての論点を提示。構成員からは実効性のある事業を促進するために、より明確な  
方向性を打ち出していくべきとの意見が上がった。

### ■事業の事後評価における具体的な視点を検討

同会議はこれまで「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」  
(総合確保方針)の策定に当たって議論を重ねてきた。同方針は2014年9月に告示され、  
地域医療介護総合確保基金の運用はその主要項目の1つ。基金は「効率的かつ質の高い医  
療提供体制」と「地域包括ケアシステム」の構築を目的とする事業を支援するもので、初  
回となる2014年度は医療分のみを対象とした交付となっている。

904億円の予算が計上され、同年11月に決定した交付の内訳は、病床の機能分化・連携  
に関する事業(174億円)、居宅等における医療の提供に関する事業(206億円)、医療従事  
者の確保・養成に関する事業(524億円)。2015年度からは医療分(904億円)に介護分(7  
24億円)を加えての本格的な運用が始まる。

この日は、事務局より2014年度の都道府県別の交付額や具体的な取り組み事例の報告  
と併せて、これらの「事業を評価する際の視点」が論点として提示された。同方針では、  
都道府県は基金を活用した事業の事後評価を提出することとされており、その際の視点と  
して①事後評価のプロセス、②目標の達成状況、③事業の実施状況——が規定されている。  
これら3つの視点をさらに具体化し、「適正な手続きによって実施されているか」「目標が  
どの程度達成できたか」「事業を通じて得られた効果」「事業の効率的な実施のために講じ  
た措置」などの考え方が新たに示された。

武久洋三構成員(日本慢性期医療協会会長)は、「2014年度の取り組みの報告を見て、  
都道府県に対してより明確な方向性を示す必要があると感じた。地域住民に資する、実効  
性のある事業を促進するための体制づくりを目指していくべき」と意見を述べた。

次回は2015年夏以降の開催を予定しており、2014年度の事業報告を踏まえて議論を深  
めていく。